

1 目的

心理的ケアに必要な知識・技術を身に付け、児童生徒の問題行動等に適切に対応できるよう、学校単位での研修会を実施する。特に、災害後期における心のケアとして、トラウマインフォームドケアの観点から児童生徒への理解を深める。

2 主催

宮城県教育委員会

3 対象

希望する公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校合わせて10校程度  
※仙台市立学校を除く

4 期日

令和4年7月19日（火）から令和4年12月23日（金）の期間内で学校が希望する日  
（午後の2時間程度、夏季・冬季休業中にあつては午前も可）

5 会場

訪問を希望する学校（共同開催の場合は代表校）

6 内容

次のいずれかの形式

- (1) 講義形式 「災害後期における長期的視点に立った児童生徒の心理的サポート」
- (2) 事例検討 「個別の事例に対する支援の在り方について」

※原則として取り上げる事例は1件とする。

7 講師

宮城県内医療機関	精神科医
宮城県内	ソーシャルワーカー
臨床心理士会	臨床心理士
市町村役場	保健師

8 実施方法

- (1) 訪問を希望する学校は、別紙様式（電子メール）により、**令和4年5月27日（金）までに**総合教育センター所長宛て直接申し込む。
- (2) 訪問の決定は、訪問決定校に文書で通知する。
- (3) 訪問決定校は、「子供のこころサポート訪問支援研修会実施計画書」（様式1）を実施予定日の2週間前までに提出（電子メール施行または郵送）する。
- (4) 訪問決定校は、実施後10日以内に「子供のこころサポート訪問支援研修会実施報告書」（様式2）を提出（電子メール施行）する。（様式1、様式2は、訪問決定校にメール送信する。）

9 その他

- (1) 中学校区単位による小中学校教員合同の研修会の他、市町村教育委員会等の主催による小中学校等合同の研修会も可能とする。
- (2) 状況に応じて、他職種の講師を交えての研修会とし、同一校に複数回の訪問も可能とする。
- (3) 講師の謝金及び旅費については、総合教育センターで負担する。